

裁判官は憲法を守る ゴールキーパー

I 【過疎地同士の有権者個人・個人間の投票格差・1票対0.5票(又は2倍)(概数)を伴う本件選挙区割立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」(令和5(2023)年最高裁大法廷判決(衆)参照)とはいえないので、当該選挙区割立法は、違憲である】

- 1 過疎地域は、全都道府県に存在する(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法2条、41条 参照)。
- 2 2026年衆院選(小選挙区)選挙区割りには、鳥取1区内の過疎地の有権者個人一人(A氏)と福岡5区内の過疎地(東峰村(人口1899人))の有権者個人一人(B氏)の間で、投票価値の格差・2倍(1票対0.5票)である。
- 3 令和5(2023)年大法廷判決(衆)は、「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることとなる」(論調 引用者)と判示する(民集77巻1号20頁)。
- 4 (1) これまで、人口比例選挙請求訴訟は、一貫して、議員1人当たりの有権者数が最小の小選挙区(2026年衆院選でいえば、鳥取1区(但し、22万人))の**全有権者**の投票価値と最大の小選挙区(北海道3区(但し、46万人))の**全有権者**の投票価値に生じた格差・2倍(1票対0.5票)が違憲か否かが判断されてきた。
即ち、争点は、ある集団(22万人)の**全有権者**の投票価値と他の集団(46万人)の**全有権者**の投票価値の格差であった。しかし、この争点の立て方は、**壮大な誤り**であった。

(2) 裁判は、基本として、裁判官が、違法に権利侵害又は違法に権利制限された原告一人の主張・立証が立つか否かを判断し、当該原告を司法救済する手続きである。裁判官は、被害者が一人であっても、違法に権利侵害された被害者一人又は違法に権利制限された被害者一人を見逃すことなく司法救済し、当該被害者一人を放置しない。これが**裁判の原点**である。
この**裁判の原点**は、本件裁判でも貫徹されるべきである。

(3) (ア) 有権者個人個人の間で投票価値の格差が無い選挙制度として、現行の衆院選および参院選の比例代表の人口比例の選挙制度がある。
(イ) ドイツ連邦議会議員選挙(全630議席(但し、299小選挙区選出の299人の議席を含む))では、①選挙人は第2票で政党に投票し、全630議席は政党の得票数に按分して各政党に分配される(完全人口比例選挙)。②第1票は各小選挙区の候補者に投票し、第2票で分配された各政党の獲得議席の範囲内で、最多票を獲得した候補者が当選して議員となる。各小選挙区の人口較差は平均人口の±10%以内とされ、±15%を超えると見直さなければならない。
(ウ) 英国下院議員選挙(全650小選挙区)は、各選挙区の有権者数は平均有権者数±5%以下とする厳格な基準に従い、概ね人口比例選挙である(但し、島嶼部の5選挙区は例外とされ、例外が適用された選挙区の有権者総数は、全有権者数の0.46%)。

(4) 裁判官は、令和5年大法廷判決(衆)に従って、「上記(3)記載の現在実行されている人口比例又は概ね人口比例の選挙制度があるにもかかわらず、鳥取1区の過疎地の有権者個人(A氏)と福岡5区の過疎地の有権者個人(B氏)の間で1対0.5の格差を生じさせる本件選挙区割規定の立法は、B氏の**主権を違法に制限する**(即ち、**清き0.5票**)ので、国会の裁量権の行使として合理性を有するとはいえない」旨判断すべきである。

II 【国会の裁量権については、憲法47条の解釈基準たる前文第1項第2文(信託)の末尾(「その(=国政の引用者注)福利は国民がこれを享受する。」)に基づいて解釈・判断されるべきである。過疎地同士の有権者個人・個人間の投票価値の格差・2倍(1票対0.5票)は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえず、**憲法47条に違反する**】

- 1 平成7年、国会で、政府委員(大出入閣法制局長官)が、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】を認めている。従って、【前文第1項第2文(信託)が、憲法本文各条の解釈基準であること】については、**争いが無い**。
- 2 平成25(2013)年大法廷判決(衆)は、「投票価値の格差の変更を伴う」選挙区割規定立法は、「多くの議員」の「身分にも直接関わる事柄」である旨判示している(民集67巻8号1524頁)。
即ち、平成25(2013)年大法廷判決(衆)は、「多くの議員」が、(投票価値の格差の変更を伴う)選挙区割規定立法(=国政)から生じる福利(=利益)について、**利害関係を有している**旨判断している。
「多くの議員」が、(投票価値の格差の変更を伴う)選挙区割規定立法(=国政)から生じる福利(=利益)について、**利害関係を有している**ことは、**憲法前文第1項第2文末尾(「その福利は国民がこれを享受する。」)に反する**。

3 よって、(投票価値の格差の変更を伴う)選挙区割規定立法は、(憲法47条の解釈基準たる)憲法前文第1項第2文末尾の「その福利は国民がこれを享受する。」に基づいて解釈・判断されるべき)憲法47条に違反する。

III [歴史的な6つの高裁判決]

1 2025年参院選(選挙区)の裁判では、1962年~2025年の62年間に亘る人口比例選挙請求訴訟で、**初めて**、「当該選挙区割規定立法は、(解釈基準たる憲法前文第1項第2文末尾(「その福利は国民がこれを享受する。」)に基づいて解釈・適用されるべき)憲法47条に違反する」との主張がなされた。(但し、当該主張は、原告代理人升永英俊弁護士が、人口比例選挙請求訴訟に、2009年以降16年間、保守的に計算して、47,000時間費やした後、2025年ようやく見つけた、至極簡単な法的理屈である)。

当該裁判で、**6高裁判決**(①福岡高裁(但し、下記「憲法は投票価値の平等を要求する」旨の判示を含む)、②仙台高裁(同上)、③広島高裁(同上)、④札幌高裁(同上)、⑤広島高裁岡山支部(同上)、⑥仙台高裁秋田支部)は、「**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**」旨判示した。
更に、**6高裁判決**(①東京高裁、②福岡高裁、③仙台高裁、④広島高裁、⑤札幌高裁、⑥広島高裁岡山支部)は、同選挙に関し、「**憲法は投票価値の平等を要求する**」旨判示した。

2 **1個の国政選挙につき**、上記1記載のとおり、**6高裁判決**が「**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**」旨判示し、且つ**6高裁判決**が「**投票価値の平等が憲法の要求である**」旨判示(人口比例選挙判決)したことは、**日本の歴史上初**である。

3 2025年、**1個の国政選挙について**、各**6高裁判決**が上記1記載の判決を言渡したことにより、1945年(終戦)以降81年経過して、ようやく、**非人口比例選挙の国会議員主権国家**から脱皮して、**人口比例選挙の国民主権国家**(=有権

者がその過半数の投票で、国会議員を通じて首相を決定する)誕生に向けて、**歴史が動き始めた**。

IV 【三段階の判断枠組みが由来する「司法権と立法権との関係」の前提(=現状の憲法秩序が維持継続するという前提)が崩壊した】

- 1 (1) 選挙制度の合憲性審査の「三段階の判断枠組み」が由来する「司法権と立法権との関係」の前提とは、「三段階の判断枠組み」の「各段階毎に、司法による一定の判断が示され、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずる」(平成25年大法廷判決(衆)参照)という仕組みの**前提(=現状の憲法秩序が維持継続するという前提)**である。
(2) 2026年4月12日、現首相は、自民党大会で、「6高裁判決が「**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**」旨判示した)2025年参院選で当選した議員の投票を見込んだ上で、「**米春に憲法改正の国会発議を予定する**」旨発言した。
(3) 「**現首相の同発言及び爾後の当該発言に沿った内閣、自民党の国会活動の流れにより、選挙制度の合憲性審査の「三段階の判断枠組み」の前提が崩壊した**」。
(4) 当該前提が崩壊したので、裁判所は、「三段階の判断枠組み」の選挙制度審査方法を採用出来ない。
(5) 選挙が違憲と判断された場合、裁判所は、下記2(1)記載の**昭和60(1985)年大法廷判決(衆)**の違憲無効か否かの判断基準(判例)に**拘束されて**、選挙が違憲無効と判決されるか否かを判断することになる。

2 裁判官は昭和60(1985)年大法廷判決(衆)の判例に拘束される

- (1) 昭和60(1985)年大法廷判決(衆)は、「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を常に無効とすべきものではない。すなわち、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選挙権が制約されているという不利益など当該選挙の効力を否定しないことによる弊害、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度(略)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、**選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法廷判決参照)**。」(論調 引用者)と判示する。
(2) 昭和60(1985)年大法廷判決(衆)の、選挙が違憲無効か否かについての判断基準(判例)(即ち、上記(1)の判断基準)は、現在に至る迄、判例変更されることなく、そのまま、判例として維持・存続している。

- (3) 比例代表選出議員が、各院の定足数を満たす(憲法の予定しない不都合は生じない)
(ア) 昭和60(1985)年当時、衆院選は、中選挙区選挙のみの1本立てであった。
(イ) 現在は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2本立てである。
衆院議員(小選挙区)・289人全員が当選無効となった場合、衆院比例代表議員・176人が衆院・定足数・155人を満たすので、衆院は、「**憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合**」は全く発生することなく、衆院比例代表議員・176人が国会活動を通常どおり行うことができる。(即ち、衆院は、憲法の選挙人の投票価値の平等の要求に従った、新たな選挙制度立法の決議を行うことも出来る。)

VI [民主主義は人口比例選挙(1人1票選挙)/5主要民主主義国(米、独、仏、英、韓)は人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長を選んでいる]

1 行政権の長(首相、大統領)を決定する選挙について言えば、6主要民主主義国家(米、独、仏、英、韓、日)の中、日本だけ投票価値格差・2~3倍の非人口比例選挙であるところ、他の5か国(米、独、仏、英、韓)は、全て人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。
格差・2~3倍の非人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の5か国のそれらと比べて「**きわめて異質**であり、**世界標準の方法から逸脱している**といわざるを得ない。」(論調 引用者)(衆議院議員選挙区画定審議会(区割り審)会長(当時)川人貞史(元東京大学教授)『日本の選挙制度と1票の較差』215頁(東京大学出版会2024)参照)

- 2 日本国民一人当たり「平均賃金」
1992~2020年の29年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage)(但し、購買力平価)の値の推移は、右記表のとおりである(OECDの公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。
国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、米、英、仏、独の6か国(ただし、いずれも、OECD加盟国)のなかで、**日本だけが、僅か2%増加の水平状態で、他の5か国は、すべて右肩上がりであり、他の5か国中最低の韓国ですら、26%増加である**。
日本の国民一人当たり「平均賃金」は、**絶対額**でも、6か国のうちの**最低**で、38,515米ドル(ただし、韓国は41,960米ドル)である。
- 3 **全世界のGDPの中の日本のシェアは、1995年に、18%であったが、2023年の時点で、4%に激減した***1。
これは、**国難**である。
*1 第216回国会 石破内閣総理大臣所信表明演説

	1992年平均賃金(A)	2020年平均賃金(B)	1992年から2020年の推移(B÷A)×100%
米	48,389米ドル	69,392米ドル	143.4%
独	42,562米ドル	53,745米ドル	126.2%
英	33,306米ドル	47,147米ドル	141.5%
仏	35,577米ドル	45,581米ドル	128.1%
韓	23,796米ドル	41,960米ドル	176.3%
日	37,483米ドル	38,515米ドル	102.7%

表1(6か国/国民一人当たり平均賃金)

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。
三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]4301426 | 名義:一人一票実現国民会議
郵便振替口座番号 00120-5-417561
※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

(4) よって、2026年衆院選挙は、上記I~IIのとおり違憲であるところ、上記(3)(イ)記載のとおり、「憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合」は全く発生しないので、裁判官は、上記2(1)記載の昭和60(1985)年大法廷判決(衆)の判例に拘束されて、憲法98条1項、99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)に基づき、「**当該選挙は違憲無効である**」旨判決する義務を負う。

V [裁判官は、憲法を守るゴールキーパー] (憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務))

- 1 2026年2月20日、米連邦最高裁は、(連邦議会の承認なく発した、関税の大統領令を**違憲無効**と判決した)米連邦地裁判決及び米連邦高裁判決を支持した(但し、裁判対象の関税金額・1,660億米ドル(約26兆円))。
米連邦最高裁は、**憲法を守るゴールキーパー(憲法の守護神)の行動**をした。
2(1) 2018年10月16日、ロバーツ米連邦最高裁首席判事(現職)は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、「米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。
裁判所は、国民のために発言しない。
裁判所は、憲法のために発言する。」と述べた。

(2) ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、**憲法を守るゴールキーパー(憲法の守護神)**であること】を**的確に指摘**する。
3(1) 裁判所が**憲法を守るゴールキーパー(憲法の守護神)**であることは、米国でも、(日本国憲法81条が「**違憲立法審査権**」を定め、かつ99条が「**裁判官の憲法尊重擁護義務**」を定める)日本でも、同じである。

- (2) 現内閣及び自民党議員の国会活動の現状からみて、(上記IIIの**6高裁判決**が「**正当な選挙であることに疑問符が付く**」旨判示した)2025年参院選(選挙区)で当選した議員が、**米春の憲法改正の国会発議で投票することが予想される**。
(3) 裁判官は、**憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)**、98条1項、81条、76条3項、56条2項、1条、前文第1項第1文前段、同第2文に基づき、「**2025年参院選(選挙区)は違憲無効である**」旨判決し、**憲法を守るゴールキーパー**として(上記IIIの**6高裁判決**が「**正当な選挙であることに疑問符が付く**」旨判示した)2025年参院選(選挙区)で当選した議員が、**憲法改正の国会発議で投票するという前代未聞の憲法違反**を止める義務がある。

国際標準は人口比例選挙です 5つの主要民主主義国家(英、独、米、仏、韓)

United Kingdom	Germany	United States	France	South Korea
----------------	---------	---------------	--------	-------------

議院内閣制
ドイツ連邦…(完全人口比例選挙)
小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への第2票の得票数によって決まる。小選挙区はサンラック方式を採用。英連合王国…(概ね、人口比例選挙)(サンラック方式) 格差±5%(1.11倍以下)

大統領制(大統領選挙)
フランス…(完全人口比例選挙)
韓国…(完全人口比例選挙)
米連邦…(概ね、人口比例選挙)

あなたの1票の価値が0.何票分かチェックしてみましょう。

<https://www2.ippyo.org/>
一人一票 検索

一人一票実現国民会議
公式Xアカウント: @hitorippyo #ippy
サポーターによる応援アカウント
一人一票実現しよう!
http://www.facebook.com/hitorippyo

お問い合わせ ippyo@ippyo.org
合わせ Fax.03-3780-3221
EmailとFaxのみで受け付けております。
連絡先:〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

認定 NPO法人 **一人一票実現国民会議**